

平成29年門真市議会第4回定例会

平成29年12月7日総務建設常任委員会

◆武田 委員

おはようございます。質疑させていただきます。

まず、岡本委員が聞きました衆議院の総選挙について、私も聞かせていただきたいと思いますが、先般の10月22日執行の選挙におきましては、開票結果が出るまで、何か時間がかかったようではありますが、開票作業はどのような状況だったのかお教えいただけますでしょうか。

◎岡 行政委員会総合事務局次長

小選挙区の開票作業では、開票立会人のうち、お一方が確認作業の最初から投票用紙を1票ずつ点検をされましたので、その後の各候補者の得票集計ができない状況となり、開票結果の発表まで時間がかかる結果となりました。

◆武田 委員

開票立会人のうち1人、1人ですね。どうでしょう、イエス、ノーで。

◎岡 行政委員会総合事務局次長

当初、スタートのときはそうでありました。

◆武田 委員

開票立会人が、投票用紙を1票ずつ確認した結果、何か指摘はありましたでしょうか。その指摘は、言える範囲で結構ですので、どういった内容でしたか。

また、そのような作業の進め方をしていると、当然、時間がかかってくると予想されますけれども、終了時間はいつだったかお教えいただけますでしょうか。

◎岡 行政委員会総合事務局次長

投票用紙の記載内容について、無効ではないかとの指摘がありました。具体的には1枚の投票用紙に政党名と候補者名が書いている場合などです。

開票終了時間ですが、小選挙区は午前2時40分でありました。

◆武田 委員

今の御答弁を受けて、小選挙区の投票用紙に政党名と候補者名が書いてある投票は無効になるものなのでしょうか。

また、その投票用紙はどのように処理しましたでしょうか。ここまで開票時間が遅くなっ

た例というのは、過去にどのくらいあったのかお教えてください。

◎岡 行政委員会総合事務局次長

投票の効力につきましては、公職選挙法により、「開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。」と規定をされておりますが、過去の判例から小選挙区の投票用紙に所属政党名と候補者名が書いてある投票は、有効と判断されております。

今回、指摘があった投票用紙につきましては、審査係にて判例に照らし合わせて有効、無効の判断を行い、開票立会人並びに開票管理者に確認をしていただき、適切に処理いたしました。

また、開票が遅くなった例といたしましては、平成12年の衆議院議員総選挙におきましても同様の理由で開票終了時間が午前2時50分となっております。

◆武田 委員

ありがとうございます。我が党からは事前に資料の提供を受けて、開票立会人として推薦されています。その際には、当然、投票用紙の記載内容が有効か無効かの投票の効力については、「投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。」という公職選挙法の基本的な考え方を初め、さまざまな事柄をおおむね理解して業務に従事しているものと、我々は考えております。

しかしながら、今後、事前の準備をされていないと思われる開票立会人が従事することも十分に考えられることと思います。そういった場合の対応について、何か検討はされていまずでしょうか

◎岡 行政委員会総合事務局次長

開票立会人につきましては、各政党から市選挙管理委員会に届けられた方ですので、十分な知識をお持ちの方を御推薦いただいていることと認識しておりますが、万が一事前準備をされない方が、開票立会人に推薦された場合でも、円滑に従事していただけるよう、今後は事前に資料を送付するなど、対応を検討してまいります。

◆武田 委員

ありがとうございました。あと、ちょっと確認させていただきたい、僕ちょっとうわさでしか耳にしてないんであれなんですけども、選挙終了後に、選挙管理委員会に候補者の一方が、何かいらっしやったということを目にしたんですけども、これは事実かどうかと、あと、一番最初に確認させていただきましたけれども、1人の立会人の方の候補と一致するのかどうか、このあたりちょっと教えていただけますでしょうか。

◎岡 行政委員会総合事務局次長

お見えになりました。

また、その方の推薦の立会人の方でありました。

◆武田 委員

選挙というものは、当然、公平公正、正義に基づいてやるのが民主主義の根幹ですので、非常に大事な作業ですから、ちゃっちゃとやれという話ではないですけども、ただ、それに基づいて円滑にするということも重要だと僕は考えております。

ですので、何でしょう、妥当な日本語かどうかわかりません、無用の混乱を招くような開票立会人というものについては、ある程度今後、事前にしっかりと協議というか、お話をさせていただけるような状況をつくっていくことが望ましいと思いますので、そういう要望も含めて発言させていただきました。終わります。

平成29年12月19日本会議

◆13番（戸田久和議員）

件名の3、私も開票立会人をやった今衆院選で、選管の不十分さにより開票結果が深夜3時近くになった件についてであります。

この質問通告で示した私の質問の要旨というのは、10.22衆院選の投票より以降、主として、選管の白川課長補佐と何度も協議して、認識共有し、確認を得てきた内容を土台として組み立てられております。つまり、現象的には、私の異議申し立てがすごくあったけれども、根本的には、門真市選管の不作為、あるいは準備不足、研究不足によって、こういう混乱が生じたんだということを課長補佐も認識して、その上で組み立てた。ところが私の質問、準備メモに対する12.14の回答は、全くそれと逆で、手のひら返して、開票立会人の戸田一人がおかしなことをしたから、こんなことになったんだ。もうとんでもない、でたらめな回答でありました。これに対して、私は、こんな回答を謝罪撤回しないのであれば、もう今までの答弁協議はもう無意味だと。もうぶっつけ本番で、別なほうから質問やるよという通告をしましたところ、選管から、全く何の対応もないので、もうぶっつけ本番で受けるんだと、こういうことと考えざるを得ない。こういうことをまず示しておきます。

事実の重要なポイントというのをまず示しておきますけども、去る12月7日、総務建設常任委員会で、選管の岡次長の答弁で、開票の大幅おくれの原因について、開票立会人のお一方、私ですよ。確認作業の最初から投票用紙を1票ずつ点検されましたので、その後の投票集計ができない状況となりと述べていますが、これは全くの虚偽答弁です。事實は、証拠の動画を見れば、当日の開票作業前から全部終了するまで7時間半にわたる証拠動画を全て撮って、アップし、選管にも渡してますからね。これ見れば、明らかなおとおり、私は、当初は投票用紙パラパラめくってた。しかし、予想外の疑問票がどんどん出たので、1票ずつの点検に切りかえざるを得なかった。選管のほうが、私に対してですよ。政党名併記でもオーケーですよと、判例がこれですよと言ってきたのは、10時40分過ぎ、私がこれおかしいと言いはじめてから35分もたってからですよ。何とか様という敬称つけたのはおかしいといったことについて、いや、それはオーケーなんですと選管が言ってきたのが実に12時40分になってからですよ。最初から、さっさと持って来れば何の問題もなかったんですね。私の点検方法と点検様式、やり方は、夜10時過ぎの早い段階で、立会人の石橋さん、後藤議員と開票管理者の寺前さんとの一定厳しい議論もありましたけども、開票立会人総体に同意されております。しかるに、おくれたのは私一人のせいだということは、全く事実と反する、許しがたい。

そういうことを指摘した上で、以下に簡単な質問、ぶっつけ本番、簡単ですよ。10月以降現在まで、衆院の日程が決まってるわけですね。市として、白川課長補佐が私と選挙の開票問題で、何度となく面談をして協議してきました。その内容の記録メモがあるはずですよ。選管はこれをちゃんと読んでいますかどうか。議員との協議の記録メモを読んでいるかどうか。これが第1点の質問ね。

クエスチョンの2番、開票作業の様子は、さっき言ったように、全過程を動画撮影して、選挙後直ちに私のホームページに無修正動画30本として上げました。その後、それを時間を縮めて編集動画で13本を上げました。白川課長補佐は、これを見るようにした、見たと述べております。当然選管の職務としても行うべきものです。なおかつ、質問通告の前の週に、全ての動画を入れたUSBを選管に渡して、これを見て、質問準備するよという指示もちゃんとした、掲示板の書き込み等々全部指示したと。では選管は、今回、答弁を準備するに当たって、この動画を見たのか否か。これをまず、答えてください。

質問の第1回目の3番目として、選管は、なぜ政党名併記もオーケー、敬称併記もオーケーということを35分とか、2時間半とかたって私に言ったのか。すぐに言っていれば、もうおくれは最小限にとどめられたはずなのに、なぜ、そんなにおくれてオーケーだと指摘したのか。この3点について、ちゃんと答えてください。メモをとりながら、ゆっくり考えてもらって結構です。よろしく。

◎下治正和 行政委員会総合事務局長

戸田議員の御質問につきまして、私より御答弁申し上げます。

まず、白川課長補佐の記録メモを読んでいるかどうかについてでありますけども、その都度、戸田議員と面会されたときには報告を受けております。

それから戸田議員からUSBの動画をお渡しいただきました。その動画を見たかということにつきましては、拝見させていただいております。

それから、開票のときに、なぜ政党名と候補者名が併記オーケーかと言うのが遅くなったのかということにつきましては、開票立会人の意見に対しまして、直接選挙管理委員会事務局職員が見解を述べることで、僭越な行為であると考えております。今回、開票管理者が開票立会人の意見を聞いた上で、職員に判例を示すように指示されましたので、開票立会人の発言の際から、時間差が生じているものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

◆13番（戸田久和議員）

あきれた答弁です。この問題は、3月議会できちっと追及しますが、再質問を行っております。

12月7日の総務建設常任委員会で、これまで、ほかにおくれた例があるかというときに、武田委員の質疑に対して、岡次長が、2000年の衆議院選でも同様の例でおくれた。同様というのは、開票立会人の一人がわあわあやったからということですよ。ところがこれは、私が開票立会人やったときに、民主党の票や自由党の票が自民党の票とすりかわっていたという大事件ですよ。これを私が発見したから紛糾したわけであって、失敗事例集にもちゃんと書いてある。これを開票立会人のやり方が問題だというふうなのと同じ事例でくくるとは全くの虚偽答弁であって、許しがたい。これは、この場で謝罪し、撤回しなさい。やる気があるかどうか、それを。

それから、12.14の回答の中で、選管のほうは、失敗事例集に載せるかどうかについて、立会人や管理者にも御意見を頂戴し、判断する。じゃあ私からも含めて、いつ聞くのか。明示してください。

1月には、各立会人や管理者に事情聴取して、事実経過をしっかりとめてやるべきと考えますが、この点どう思いますか。

◎下治正和 行政委員会総合事務局長

戸田議員の再質問につきまして、私より御答弁申し上げます。

2000年衆院選のときのことですが、今回の衆院選も同様におくれたということですが、2000年の衆院選のときにも、戸田議員が、違う票がまじっているのを発見された後（「発見したろ」と呼ぶ者あり）、1票1票点検されたということを伺っておりますので、同様と（「同じ例かこれが」と呼ぶ者あり）いうことで表現しております。

それから立会人に事例集へ載せることにつきまして、聴取するかについてであります。今後実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。